

平成22年度 第1回長野県人権政策審議会議事録

- 1 日 時：平成22年（2010年）10月27日（水）午後2時～3時40分
- 2 場 所：長野県庁3階 特別会議室
- 3 出席者
委 員：岩井まつよ、太田光子、大西直樹、金早雪、小山邦武、斉藤金司、
齋藤洋一、西田力
長野県：企画部長 望月孝光、人権・男女共同参画課長 佐藤守賢、人権・男女共
同参画課長補佐 唐沢忍 ほか

1 開 会

（進行：事務局 唐沢課長補佐）

皆様、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから、長野県人権政策審議会を開催させていただきます。

私は事務局の人権・男女共同参画課、人権尊重係長の唐沢忍でございます。よろしくお願いたします。

最初出席状況でございますが、本日は関委員さんから所用のため欠席する旨、事前にご連絡をいただいております。現在有吉委員さん、お見えになられておりませんが、現在8名の委員様にご出席をいただいております。長野県人権政策審議会条例第6条の規定によりまして、会議が成立していることをご報告申し上げます。

開会に当たりまして、長野県企画部長、望月よりごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

（望月企画部長）

企画部長の望月でございます。審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろそれぞれのお立場で本県の人権政策の推進のためにご尽力をいただいております。この場を借りて感謝申し上げますところでございます。

さて、3年ほど前になりますけれども、平成19年12月に前村井知事から、長野県の人権政策推進にかかる基本指針についての諮問を申し上げまして、この審議会で審議いただき、昨年3月に答申を頂戴いたしました。そして、今年の2月に長野県人権政策推進基本指針を策定し、本年度から、それに基づきましてさまざまな事業に取り組んでいるところでございます。

その基本指針の中で、社会経済情勢の変化等を人権施策に反映しまして、着実かつ効果的に施策を推進するというところで、県の政策評価制度等を活用いたしまして、あるいはま

た当審議会の委員さんから意見を頂戴いたしまして、定期的に施策の評価を行い、それを今後の施策に生かしていくという段取りになっているところでございます。

本日は、昨年度の県の施策等につきまして委員の皆様方からご意見を頂戴したいと思います。後ほど、担当から昨年度の実施状況を説明いたしますので、どうぞ忌憚のないご意見を頂戴してまいりたいと思っております。

以上、お願いいたしまして、簡単ではございますけれども、冒頭のあいさつとさせていただきます。本日はよろしくをお願いいたします。

(事務局)

次に、県側の出席者をご紹介申し上げます。望月企画部長のほか、事務局を担当いたします、企画部人権・男女共同参画課の佐藤守賢課長ほか、人権・男女共同参画課及び庁内の人権施策に関係する課の職員でございます。名簿につきましてはお手元にお配りしてございますので、ご覧いただければと思います。

ここで大変恐縮ですが、望月部長、所用のため、退席させていただきます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には事前にお送りいたしました資料といたしまして会議の次第、それから、資料1としまして平成21年度人権施策実施状況、資料2としまして事務事業評価シートをお送りしてあるところでございます。

それから、本日お配りしてある資料としまして委員名簿、出席者の名簿、座席表、人権政策審議会の条例、それから追加の資料3といたしまして、資料3-1人権関連相談窓口における相談件数、3-2といたしまして平成22年度の人権相談業務についてということで、お手元のほうにお配りしてございます。

そのほか、県民支援相談窓口ハンドブックということで、毎年県のほうで作成しております行政機関の相談窓口のハンドブックをお配りしてございます。それから人権政策推進基本方針の概要版のリーフレットをお手元にお配りしてございます。不足等ございましたらお知らせいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして本日の日程でございますけれども、審議は4時ごろまでをめぐりにお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

3 会議事項

(事務局)

それでは議事に入らせていただきます。審議会の議長は会長が務めることとなっております。

最初に会長からごあいさつをいただきまして、引き続き会議の進行をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(小山会長)

皆さん、こんにちは。久方ぶりの審議会でございます。今、県では策定された長野県人権政策推進基本指針に従って人権問題についていろいろと施策を展開されているところで

あります。残念ながら、まだ人権に関わるいろいろな事件が起き、特に自殺にも発展しているというようなことまでありまして、大変残念なわけです。そういうことを一日も早くなくして明るい社会になればいいなと願っております。その施策を受けて、私どもでいろいろ意見交換をして、それをさらにまた発展をさせていくというようなことで、この審議会も大変重要な役割を仰せつかっているわけでありまして。それぞれのお立場で、それに対してのご意見を積極的に展開をしていただいて、今後の施策につなげていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、早速審議に入っていきたいと思いますが、最初に確認なんです、傍聴についてでございますが、この審議会は原則公開でございます。傍聴者は、私の指示に従っていただくということをぜひお願いをしたいと思います。

それから議事録でございますが、この議事録もやはり公開をするということでありまして、議事録が出来ましたらそれぞれの皆さんにお送りいたしますので、それをご覧いただいて訂正していただき、それを公開するということとなります。以上の2点をご了解いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入っていきたいと思いますが、本日の審議会では、平成21年度の長野県の人権施策の実施状況が議題であります。事務局から説明をいただき、皆さんからご意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(1) 平成21年度の長野県人権施策の実施状況について

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

人権・男女共同参画課長の佐藤守賢でございます。

(資料1、資料2、資料3-1、資料3-2に基づき説明)

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(小山会長)

ありがとうございます。皆さんから、さらに詳しいことを聞きたいというようなこと、ございましたら、また関係の課から説明を受けたいと思いますけれども。

事務局からももう少し説明したいという方、今日は関係の課の方もおられるので、もしありましたら、そちらからも積極的に説明をしていただければと思いますが。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

またご質問等、話の中でお答えできるかと思っております。

(小山会長)

もし何かございましたら、どうぞ。

(西田委員)

市町村との連携って、よくセクションごとに言われているんですけども、具体的にどういった関係を構築しているとかというところを。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

では、うちの課の例で申し上げます。例えば今回、こういう基本方針を作成しました。そのものについて、全市町村に対しまして、県ではこういうものを作りましたと、いろいろな機会に、啓発をお願いしたいというようなことでお願いする場面もありますし、それぞれ担当者会議とか、市の人権を担当する課との懇談会とか、研究会ですとか研修会がありますので、そういうところでいろいろな連携を図っているということでございます。

ほかの課につきましては、それぞれいろいろな形でのやり方があると思いますが、担当者会議ですとか、そういうものを通じて連携を図るといったような形になると思います。

(西田委員)

方向性として、県が主導されているというふうに解釈していいんですか。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

あくまでも県と市町村は対等の立場ですので、主導という部分ではないんですが、補助金の制度の周知をしたり、それから、助言をしたりというような形で行っているという形になると思います。片方が一方的に指導するというのは、やはり今はしておりません。あくまでも対等で、一緒にやっていくという形になると思います。

ただ、専門的な内容ですと、そういうのは一部指導的な部分も出てくるとは思うんですが、行政が行っていく上ではあくまでも対等に、助言というような形になってくるかと思えます。

(西田委員)

ありがとうございます。

(小山会長)

何かほかにございましたら。

さっき仕分けのことが話題になったんで、私座長ですが発言させていただきます。今回、県でもおやりになるようですが、国と県のやり方はちょっと違うと思うんですが。この仕分けというのは、相手によって、仕分けされる方は非常に大事に思う、仕分けする方は少し距離を置いているというような、非常に違う立場になりますから、それ難しいんですね。国の仕分けで、各市町村に税金が行かなくなったのでというようなお話がございましたけれども、そういう面では随分と影響は大きいのがありますか？国の仕分けによつての、こういう人権問題にまで、こういういろいろ入ってきているとか。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

県では行政改革課が、今中心になって行っておりまして、皆さん、新聞発表等でご存じのような形でしか私どもも承知はしていない状況でございます。ただ、今年につきましては準備段階というような意味もあって、ある程度件数を絞って進めるというような話を聞いておりまして、現在、各部の方で、どういうものを仕分けの事業として挙げるのかとい

うようなことを、検討しているところでございます。

どの事業はやらない、どの事業はやるといったような、そういうものではなくて、多分、全事業がある意味、対象になるのではないかなど。ですから、人権の施策の事業も対象にはなってくるのではないかと。ただ、それはいつ行うかというのは別にしまして、例外なく、やられるのではないかというふうに考えております。

(小山会長)

それは県の場合には、まだ、きっとかなり緩やかなものになると思うんですが。国は初めての政権ということもあったんでしょうか、ばきばきと切っていましたね。あれで市町村は随分と面食らったところがあったり、計画を縮小せざるを得ないという、特に交通弱者に対しての支援なんかが話題になりました。立場が違くと本当に大変だと思うんですね。

そういうことで県もご苦労されているのではないかなど。それで、特に人権関係で、大きな旗を振られて困ってしまったというようなことがあれば問題だなという感じはいたしますね。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

今、説明したように、具体的なものは今ちょうどいろいろな、どういう形でやるかとかどういう事業をやるかとかというのは、今、構築中でございますので、私の方から、こうやるんだということは言えません。

その仕分けの対象となったときに、わかっていたかのような説明の仕方ですとか、理解をいただくような部分は必要かと思えますし、知事も仕分けしたからそのまま切るとは、言っておりませんが、目的が目的だけにどうなるかというのは、申しわけありませんが、職員でありながら未知な部分がございますので、これ以上はお答えできません。

(斎藤洋一委員)

すみません。課長さん、多分、今の会長さんのご質問は、国の事業仕分けの影響をお尋ねになったと思うんですが。

(小山会長)

国が無理やりやって、非常に影響が大きかったですよね。

(斎藤洋一委員)

20ページの、介護相談員養成研修事業が国庫補助が打ち切られたと。そういう国のほうの事業仕分けによっての影響、そういうご質問だと思いますが。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

20ページのNo.103の「介護相談員養成研修事業」で、地域福祉課のほうで、影響とかを。

(地域福祉課 長谷川担当係長)

地域福祉課の長谷川です。この事業につきましては、今年、健康長寿課から引き継いだ事業ですので、詳細については存じないんですけれども。経過としては、やはり急に打ち切られたので、県としても対応に苦慮したというお話は伺っております。

(小山会長)

多分、各課で持っておられると思うんです、そういうものを。それどうやって解決していったらいいのか、結構、市町村で独自の計画をやっているところ、ちょっと資金的に余裕のあるところはやっておられるようなんですけれども。特に高齢者の足の問題については、バサッと切られてしまいまして。バス、田舎の方へバスを、これ国の支援でやれと言ったんですが、これがもう本当に全くなくなってしまったものですから、私も過疎地に住んでいるものですから非常にそれはよくわかるので。私どものように車を運転できる者はいいんですけれども、そうじゃない人たちは、もうほとんど、半分以上がそういう方々ですから。やはり何か配慮があってもいいなど、これは県に対するというのではなくて、国に対して県からもそういうことを訴える必要があるのではないかと。

弱者対策というのが、重要な時代なのにかかなり軽く切られているという印象を私は受けているので、もし県の立場でなかなか苦言しにくいかもしれないんですけれども、そんなことがあったらまた、私どもの立場からも国にも訴えていきたいと思いますが。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

過疎バスですとか、そういうものの支援については確かに仕分けで切れまして、それにつきましては国にいろいろ要望等いたしまして、国で確か、また違った形での支援について検討しているように聞いております。ちょっと担当の課は来ておりませんが、いずれにしてもおっしゃるように、ただ一方的に切られて困っている部分というのはあると思います。

そういう意味もありまして、各市町村長の皆さん方との、県の仕分けに対していろいろな要望ですとか、昨日も松本市ですか、市長さんお見えになって、いろいろ市町村への影響とか、そういうものを考慮してやってくれというような要望はいくつか出されているというふうに聞いております。

(小山会長)

非常に難しいと思いますね、立場が違くと全然、そのことに対するものの考え方、違ってきますから、すり合わせは難しいと思うんですが。やっぱり弱い立場の人たちに対する配慮というのはどうしても必要だなという感じはしています。

何かほかに、何でも今日のご質問を。時間もたっぷりありますから。どうぞ。

(斉藤金司委員)

初めてで、よくわからなくて見当違いであったらちょっと申しわけないのですが、今、仕分けとか弱者対策というようなお話が出ましたが、この資料を読ませていただいて、非常に多岐にわたって、細かなところまでたくさんの施策をされているなということを、まずすごく驚きとともに感じました。

そういうような中で思ったことですが、これは、自分が言っていることが正しいかどうか自信はありませんが、人権に関わる、意識を高める施策というようなもの、啓発の部分の事業が、かなりまた多いわけですね。おそらく、これはそれぞれが自分で、自身の力でやっぱり身につけていかなければいけないもの、それができないから、いろいろな施策が行われているのですが、むしろ、それは一個の人間として、やはり自ら努めて獲得していくべきものであるという、義務的なもののような気もしています。もし仕分けということであれば、そういうようなものは自分でやるということが人間に課せられた役割だというふうな、そういうアピールをしていただいて、弱者というお話がありましたが、そういう方へのフォローというふうなものについては、なるべくその仕分けの中で落とすことのないようにしていただけるといいなと、こんなふうに思いました。

本当にたくさんの施策をされていて、もう全部手取り足取りという感じになっているわけですが、おそらく、自ら一個の人間としてやはり獲得していかなければいけない何かがあるのだという、その自覚というか認識の中で、県民それぞれが自覚して努めなければいけない部分というものを、できないのでやっていただいているわけですが、そういう意識の喚起というふうなことが本当はあるべきだなとも思いまして、感想めいたことですが、思いました。以上です。

(小山会長)

何かございませんか、何でもご意見。

(岩井委員)

私も初めて、今回、こういうお仕事をさせていただきまして、本当にきめ細かくやっていらっしゃるということを感じました。それと、私どもで審議会のほうで答申させていただいたものも少しずつ反映されているということで、これも注意深く見せていただきました。

今、課長さんのご説明にありましたように、それぞれの施策の対応策なんですけれども、これはPDCA（注：plan-do-check-action）でいいますと、チェックのCですよね。これは今度、その次にどういうふうに、アクションのほうまでつながっていくかということが、多分、一番大事な作業だと思います。

大ざっぱな感想なんですけど、政策をつくったときの環境と大分ずれてきて、経済環境が主でありますけれども、リーマン・ショック以来の景況の悪さみたいなものが、やはり就労支援なんかの場合にはCという形で弱者のほうに来ているというようなことを感じます。

この立案したときと実行していくときと、それから結果を求めていくときに、ちょっと速やかな対応が要求されるような場面というのは多分あるのではないかと思います。次年度のいろいろなものに反映させていただければいいなと思います。

(小山会長)

ちょっと、警察のほうの関係でちょっとお手伝いしていることがあるんですけど、外国人が非常に多くなってきて、通訳の問題がかなりあるようですが、この辺のところの連携はうまくいっているのでしょうか。やっぱり人権問題にも結びついてくるのではないでしょ

うか？

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

外国人の問題につきましては、うちの人権・男女共同参画課、当課の中に多文化共生係というのがございまして、そこが中心になって、いろいろな情報発信ですとか相談業務の、直接相談業務をやっているわけではないんですが、相談員の確保のための予算の計上ですとか、そういうことをやっております。また、多文化共生の庁内の連絡会議を設けまして、例えば就労の部分ですとか、それから福祉の部分、医療の部分、今、会長からお話のあった警察関係すべての関係する部局で構成しております連絡会議というのがございます。そこで、年に数回会議を持ちまして、今、どういう状況になっているとか、どういう事業を始めたとか、そういうような形で連携をとりながら、多文化共生の事業を進めております。

また警察のほうでも新たに本年度、外国人向けに語学というか、そういう相談員の対応を始めました。

(警察本部 渡邊企画調整室係長)

おそれいたします。警察本部警務課の渡邊と申しますが、よろしく申し上げます。

今、課長おっしゃった部分と重複する部分もありますけれども、警察本部では、本年、組織犯罪対策課の国際捜査室で、「緊急雇用創出事業」に基づき、ポルトガル語の方ですとか中国語等を話せる方が、通訳をはじめとした、犯罪の防止活動というものに対して積極的に参加していただいております。

日本に住む外国の方には、いろいろな考え方ですとか、文化の違いですとかそういったものがありますので、私たちが指導をいただきながら、お互いの立場を尊重し共存していく社会を目指そうということで、積極的に各種施策を推進しているところでございます。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

それとあと一つ、県の庁内の対応ということで、庁内調整会議というような形で関係部署によって会議を持っております。また、多文化共生推進連絡会議という国、県、市町村、それから経営者協会ですとか、NPOの国際交流協会ですとか、そういう方をメンバーにした別の会議を設けて、これも年に2回ほど会議を持っています。その中で、例えば労働局も構成員でありますので、外国籍の方のその労働の就労状況とか、また労働局においても多言語による相談窓口を設置したとか、そういう連絡を取り合いながら、全体的に外国籍県民の方の支援なりそういうものを行っているということで、二段構えで、外国籍の方に対しては対応しているという形をとっております。

(小山会長)

私ばかりしゃべってはいけないので、どうぞ委員の先生方。どうぞ。

(大西委員)

資料3-2のところで、先ほど人権相談業務というところで、大分増えてきているというのをご説明いただいたんですが。

人権・男女共同参画課のほうで受けていらっしゃるものはどのようなものか。その他というのが一番、これ非常に多くなっているんですけども、あまり相談業務の内容を漏らすとまずいというのがあると思うんですけども、実際どんなものなのか、ちょっと教えていただけるとありがたいです。

(小山委員)

結構、ウエイトが高いですね。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

その他というのは、行政に対して、どここの市町村、市役所に行ったら不快な扱いを受けたとか、行政はどうなっているんだとか、そういう行政に対するいろいろな不満なり、生活相談的な相談もこの中には含まれております。

(大西委員)

大分割が多かったものですから、ちょっと質問してみました。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

これという人権の問題で相談というよりも、どちらかという、苦情的なものをうちの課のほうへぶつけてくるというのが結構多かったですね。例えば国の機関の対応が悪いとか、それを言われても困るんですが、まあ県としてもいろいろそういうものを聞きながら、逆に反省するというか、勉強しなければいけないなと思っています。結構そういう相談が多かったですね。

(小山会長)

きちんと人権とわかったのはちゃんと分類してあるわけですね。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

電話で、ここに書いてありますように、同和のことでちょっととか、そういうものについては入れてありますし、例えば子どもが、極端なことを言うと、何か学校で、指導として行っていることが人権問題になるのではないかとかいうような相談ですとか、いろいろな、女性もそうですね、DVですとか。

ただ、これだけ相談を受けていますが、これをすべてうちで解決したということではなくて、こういう相談を受けたものについては内容を聞いてそれぞれの関係する部局へご紹介するなり、来庁の場合にはご案内するなりして、そちらのほうでいろいろ、最終的には解決に向けた相談を受けているということでやらせていただいています。

それは人権啓発センターも全く同様でございまして、すべてここで解決というわけにはいきませんので、それぞれの関係する部署なりへご案内するなり、つなげるなりして、やっておるということでございます。

(大西委員)

ありがとうございました。

(西田委員)

いいですか、評価シートのほうのことなんですけれども。ここに評価って4項目ありますよね。期待以上、期待どおり、やや下回る、期待以下というのがあるんですけれども。これ、全部見て、大体期待どおりになっているというのは、それと5件ですか下回ったという、シビアな評価が出ているわけなんですけれども。

この辺に関して、実際いろいろな研修とかをやられていて、その結果を把握するというのは難しいのであろうと思うんですけれども、研修結果やそういったもの、具体的に評価できる要素というのはあるのでしょうか。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

ここで、期待以上、期待どおり、やや下回る、期待以下という部分があるわけなんです。これにつきましては、まずは各事業課で、ここで言う事業の目指す成果、これに対してどのぐらい達成したんだと、その右側に対してありますが、達成したんだというものをとらえて、ある意味、期待どおりできたとか、やや下回ったという評価をした上で、総合計画審議会という第三者に、この県の評価を見ていただいて、これでいいか悪いかということで、まずここで言う、期待どおりとか、やや下回るとかという評価をしているというのが実態でございます。

それで、それが達成できたかどうかというのはそれぞれの事業実績というようなところがあるんですが、そこで、何回ぐらいを予定したんだけれども何回やったとか、何人を対象にやる部分で何人ぐらい受講したとか、そういういろいろなものを踏まえて、達成したとか達成しなかったとかという、そういう評価をさせていただいているということでございます。

(事務局 唐沢課長補佐)

今のご質問は多分、研修会とか講演会をやったときに、その内容に対する評価みたいなものはどうやって評価するのかという部分があるかと思うんですけれども。その辺は確かに、数字であらわすというのは非常に難しい部分です。

私どもでやらせていただいている、例えば人権フェスティバルですとか、事業にある研修会のようなときには、参加者の方にアンケートをとらせていただいて、内容についてのご意見ですとか、役に立ったか、役に立たなかったというような、そういった部分のアンケートをとらせていただいて、我々がやらせていただいた事業自体が、受講された方にとって、いいものだったのかどうだったのかというような部分を見せていただいて、今後に生かさせていただいてます。こういった事務事業評価シートにはそういった部分はあらわれないということはあるかと思えます。

(太田委員)

17ページの79番の「放課後児童健全育成事業」についてなんですけれども。このところで、私、今学校の評議員をやっているものですからあれなんですけれども。小学校高学

年の児童を受け入れていない放課後児童クラブが、平成21年度においては県下12市町村で見られるため、積極的に受け入れるように助言を行ってまいりたいということと、その上にある、利用児童数70人以下にするなど適正規模による運営の必要があるという、この2項を先ほど説明がございました。

これについて現状は親御さんが働いていらして入りたいんですけれども、施設が足りなくて、実際問題として、お断りしている方が何人かある現状なんです。それなもので、これ見ると何かみんな満ち足りているようで、しかも高学年を受け入れるという話になっているんですけれども。3年生までの子どもでさえも、今、入れない状態の学校があるんです。

そういうような場面において、県は市町村に対してどういう指導をしていただけるのかということなんですけれども。

(こども・家庭課 加藤課長補佐兼保育係長)

こども・家庭課の加藤と申します。

今、委員さんからご指摘のありました「放課後児童健全育成事業」の関係ですけれども、子どもたちの昼間、放課後ですとか学校が休みの日に、昼間保護者の方が就労等でいらっしゃるお子様たちを、安心・安全な居場所として、放課後児童クラブというような事業をやっております。基本的には、小学校3年生程度までの方を対象としておりますけれども、国のほうからの通知等も踏まえまして、一応、受け入れ体制が整っている限りは高学年の方も受け入れるようにという形で、市町村のほうにはお願いをしているところでございます。ですが、施設の関係とかそういった関係で、十分な施設等も整っておらずに、利用したいというお子さんたちが必ずしも全員利用できない状況にある、という市町村もあるのは、承知をしております。

県といたしましても、そういった市町村に対しましては、できるだけ希望の方全員を受け入れていただくようにということで、市町村に対して働きかけをしておるところでございますので、また引き続き、そういうような現状を踏まえまして、市町村にも働きかけてまいりたいと思います。

(小山会長)

もう一つ、かつては人権というと課の名前が同和の課、そういう課であったぐらいなんですけれども。その相談の件数を見ますと4件という非常に少ない。これが本当にそういう問題が少なく、本当になくなったから減ったのか、何か陰に隠れてしまっているのかというような実態をもし教えていただければありがたい。それで、差し支えなければ、どんなことが、今、事象としてあるのかということ、差し支えなければ教えていただければありがたいと思います。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

当課に、ここに記載のとおり、同和问题としての相談というのが、両方あわせて4件ということで、件数的に多いのか少ないのかというのは、判断できません。

まず同和问题につきましては、それぞれ市町村ですとか、市町村の中に隣保館などがあ

ります。そこで相談業務などを行っている場面もありますので、すべてが県に上がってくるかという、なかなかそうではないという状況でございます。隣保館のほうで相談を受けて、それで対応していただければ、それはそれで一つの相談の窓口ということでいいと思います。

(小山会長)

実態として、実際に同和問題というのは大分少なくなっていると思うんですけども、さてどうなのかなというのが、私どもちょっと知りたいなという感じがするんです。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

やはり、結婚問題ですとかそういうことになると、やはり大きな問題として立ち上がってくるというようなことは審議会で、以前にそういう質問をいただく中で、実際に差別された方もお見えになって証言していただいたりしております。やはり結婚問題という部分があると思いますし、また件数自体は少なくはなっているんですが、その差別発言というんですか、差別の関係とか、そんなような形でのものは、事象とすればあります。

ただ、そこら辺は斎藤委員のほうがいろいろな意味でご存じかと思うんですが、どうですか、斎藤委員。

(斎藤洋一委員)

相談が増えたというふうに先ほど課長さんからお話がありました。基本方針を出したことなどが影響しているのではないかということだったんですが。

しかし、今、お話があった結婚問題などについてはなかなか、公共の機関には相談しにくいみたいなことがあるのではないかという気がしています。といいますのは、今、進行中の事件が一つあります。これは「NPO法人人権センターながの」で相談を受けて、解決に取り組んでいる問題ですが。

それ以前にも、人権センターながのではいくつか相談を受けています。人権センターながのができたのが2003年ですが、その年に一組のカップルの相談を受けました。結局、反対を受けながら結婚して、今、幸せに暮らしていますが、この前、そのお母さんから聞いた話は、彼の親の反対を押し切って結婚して、今、お子さんが2人いらっしゃるんですが、依然として彼のほうの家族とは兄以外会ったこともない。もちろん、彼女は彼の家に入ったこともないというんですね。そして、そういう問題もあるんだなというふうに思わされたのは、お子さんがもう大分大きくなってきて、今、幼稚園に通っているんですが、幼稚園のお友だちには、それぞれお父さんのおじいちゃん、おばあちゃん、お母さんのおじいちゃん、おばあちゃんがいる。うちにはお母さんのおじいちゃん、おばあちゃんはいらなけれども、お父さんのおじいちゃん、おばあちゃんはどうしたのと聞かれたら、どう答えたらいいだろうかと。そんな悩みをお聞きしました。それが2003年のカップルです。

その後、2007年にも二組、やはり結婚に反対された二組から相談を受けています。

それで、今現在、もう一組、進行中です。そういう相談が全部、人権センターながのに来ているんですね。ですから、これ難しい面があると思いますが、公的なところにはなかなか来にくいというようなこともあるようですので、そのへんの工夫も必要ではないかな

という気はしています。これが結婚差別に関してです。

そのほかにも、今、大きな問題として起こっているのは、かつて70年代に結婚差別、あるいは就職差別のために他人の戸籍をとって調べることがあって、それで戸籍の取得に制限を加えて、弁護士だとか司法書士だとか行政書士だとか、そういう8業種の方が仕事上どうしても必要な場合があるんだということで、本人以外にその8業種の方は他人の戸籍をとることができるというふうに制度を変えたんです。ところが、そういう許可をもらっている、確か行政書士だったと思いますが、行政書士が他人の戸籍をとって、それを横流ししていたという、そんな事件があちこちで発覚しています。

それから、これも部落差別の結果ということになると思いますが、地価などが、被差別部落があるところとないところでは違うんですね。そのために不動産業者などが、例えばそこにマンションをつくるとか何かそういうときに、その地域が被差別部落であるかどうか、あるいは被差別部落の近くであるかどうかとか、そういうことを調べていると。あちこちで、例えば役所などに、その地域は被差別部落であるかどうかと尋ねている、そういうことも起こっています。

残念ながら、今も結婚差別という大きな壁がありますが、そのほかにもまだまだ部落差別がなくなったとは言えない、そういう状況ではないかというふうに思っています。

(小山会長)

ありがとうございます。非常に根深いですから難しいですけども。何か、わからなくなってしまっているようなところもありますよね、みんなあまり表に出ないから。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

人権啓発センターに相談員2名配置いたしました。ただ、電話で相談を待っているということではなくて、それぞれまた関係するところへ出て相談を、出ることによっていろいろ、今、言いました法的という部分でも、またちょっと違った形で、顔見知りになってもらうというんですか、そういうところから始めようということで、相談員のほうも、今、あちこちへ出て、顔を売るといふ言い方はないんですが、知っていただくということで、やっております。

それと、先ほどちょっと仕分けのことで、地方バスの対策費補助というのが仕分けになったということで、私、はっきりしたことが言えなかったんですが。この事業、22年度で廃止するというような仕分けをされまして、国では新たな事業を創設するというようなことで進めておるといふことで、先ほどお話したように、また違った形で地方バス運行の足の確保というんですか、それは考えているようですので、どういう形になるかはまだちょっとつかんでいないんですが。補足で説明させていただきました。

(小山会長)

何かほかに、金委員、何か。

(金委員)

もし聞き逃しだったら申し訳ないのですが。以前のこの委員会の際に見学にも行かせ

ていただいて、隣保館というのがあって、いろいろ活性化できるのではないかとか、そんな議論をした記憶があるんですけども。

今回のこの事業の中では、何かそういう隣保館への、何と申しますか、どこに出ているのでしたかしら、人権なのか、それとも地域になるのでしょうか。

今、現にお話のあった、そういう相談とかいろいろなことで、結局、人権センターは非常に重要な役割を担っていますけれども、いかんせん広い長野県で1カ所ですし、いろいろな地域の課題とかというのは、本当に必要なのは、もうちょっと身近なところではないかなと思うんですが。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

ちょっと7ページに、No.33で、「人権・共生のまちづくり事業」という形で事業を実施しております。これは、市町村におけるいろいろな事業に対して、国・県とあわせて補助を行っているという事業でございます、これはいわゆる、昔でいう隣保館の支援という形でやっております。

ここにもありますように、住民のニーズに応じた人権課題に対応した事業の実施の徹底を引き続き図っていただきたいということで、市町村と事業を進めているところでございます。

(小山会長)

やっぱり部落差別とか同和問題というのは、あまり今は表に出ないというか、わかりにくくなっているという点がありますね、確かにかつてよりは。本当に、今、課長おっしゃったような、どこにあるのというようなものが出てきて、何となく済ませて、もうないのかなと思うと、実態はかなりまだ深刻な状況だということ。その辺のギャップがちょっとあるような気が、前にこう強烈な時代がありましたから、それに対して、きっとまた反対のところに行っているのかなという、そういう実態があるんだということをもうちょっと明確に訴えることも必要ではないかなというような気がして、何となく薄まってもやもやとして、そんな感じがします。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

今、会長さんからお話がありましたように、審議会でもいろいろご意見をいただいたんですが、ひところ、前の前の県政のときに、相当、事業が後退した部分がございます。

ただその後、この基本方針をつくるなり、いろいろな審議会でもご審議をいただく中でそういうものが必要だというようなことで、ここ2年ばかりは、いろいろな企業人権教育ですとか、人権フェスティバルですか、そういうものの機会に、同和問題というものを課題とした講演会ですとかを開催する、また、まだまだそういう差別はあるんだという部分は、啓発を行っております。

(小山会長)

そんな感じがします。ちょっとあまりにも乖離しているというか、かつての同和の問題の取り組みと、非常にあれに対して反発もあったことは確かなんです。今のちょっと薄ま

り過ぎているような、もう少し実態がわかるような形をとったほうがいいのではないかなと。啓発の意味も私も、今おっしゃったようにあると思うので、そんなこともまた考慮していただければ。

(太田委員)

よろしいですか。今のなんですけれども、私どもの人権のほうでも、同和に関するご相談もありました。

(小山会長)

では、多分そうだと思いますね。同和ってわからない。知らないほうがいいという人もいるでしょうね。

(太田委員)

平成16年から国の方針で、法的な資金援助というか、それに対するものが切られて、総務省の別の管轄になってしまったものですから、その辺から各市町村もいくぶんずつ、県はちょっとわかりませんが、市町村なんか同和の審議会がもうなくなってしまったんですが、今年度から長野市では復活しています。

だから、そういう意味では、皆さんやっぱり、これではいけないのではないかという思いが伝わってきているのかもしれない。

(小山会長)

変化が大き過ぎた感じがしますね。

何かほかにございませんか、斉藤委員、ご経験からどうですか。

(斉藤金司委員)

さっき新鮮な感じでこれを読ませていただきました。思いついたような質問で申しわけないですが、長野県の広報というのは新聞に載るようになりましたね。あれ、新聞をとらない家にはどんなような形で伝わっているのですか。その辺のところ、やっぱりこの人権問題等かかわるからで、今、ちょっと聞きながら考えたようなことで申しわけないのですけれども。

(事務局 唐沢課長補佐)

新聞に載っておりますのは、信毎のほか主要紙に同じようなものが、「広報ながのけん」で載っているんですが、あとは県のホームページに同じものが載っているのと、あと、地方事務所と、それから、確か市町村にも印刷したものが配られていて、例えば県民ホールみたいなところで、それを見たい方は見られる状態には確かなっていかと思います。

ただ、どなたがとっていて、どなたがとっていないかわからないので、昔みたいに全戸配布というような、そういう形はやっぱりとれていないので、情報を自分からとりにこられない方は、情報が得られないということもやっぱりあるのかと思います。

(斉藤金司委員)

自分たちの会議で、新聞をとらない家庭が多いという話があって、そんなことが話題になったことがありました。とらない人が多いんですね。それで、ああいうものというのは、割と積極的に見たいというよりも、むしろ来るから見るというような感じのところがあって、そんなところで問題はないのかなと、お話をしたわけです。以上です。

(金委員)

それで申しますと、松本市のバスとか、それからコンビニとかにもポスターを出されて、何かすごく、そういうのはちょっと目について、いいんじゃないかなというふうに思いましたので、また、いろいろと工夫していただければと思います。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

今、新聞の話もあったんですが。やっぱり、定期的に何回もやればまた違うんですが、一回限りの啓発というのはなかなか、効果があるのかどうかという部分があるものですから。

今、金委員からお話のあったように、今年も来月の初めに、新たに長野市と松本市の路線バスに1台ずつラッピングを施しまして、人権啓発を行っています。見て感じていただくというのがいいのかなという部分でラッピングバスをやっていますし、コンビニエンスストアとは県で協定しておりますので、せっかく協定しているそういうコンビニエンスストアにポスターを張り出すとか、チラシを置くとか、多文化共生の関係もそういうふうにやっているんですが。

なるべく人が多く集まるようなところで、そういう啓発を行うことが効果的かなというように。一番いいのがどれだというのがないものですから、いろいろ模索しながら啓発には努めていますし、これからも努めてまいりたいというふうに思います。

(小山会長)

私もこれ拝見して、すごい事業をたくさんきめ細かにやっているな、というふうな印象を受けましたね。

これの連絡調整みたいなものは本当にかなりしておかないと、いろいろな課と話をしていかなければいけませんよね。今日もたくさん出ていただいているんですけども。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

人権に対しても協議会ということで、今日、集まっていたいている課がメンバーの協議会がございますので、そこで何か周知しなければいけない場合には、そういう幹事会とかそういうのを開いて周知ですとかお願いをしますし、また、今、メールというか、パソコンでそれぞれのところへ一斉に配信したり、それに対して回答をいただいたりということで、昔ほど、飛んで歩いてというのはなくなりましたが。それにしても相当の業務量ですし、それぞれ担当課のほうで、いろいろな事業を考えていただいているということです。

(小山会長)

さっきの児童の放課後の子どもさんたちの学級なんですけれども。私もちょっと体験したことがあるんですけれども、やっぱり高学年の子どもがいると非常にいい面も、子どもが下の面倒を見ますし、小さなグループだと余計そうなんです。

私は小さな学校に子どもがいたものですから、高学年の子どもたちが低学年のよく面倒を見ているという印象が強かったものですから、もし可能性があれば、そういう子どもも入れたほうが、先生方もむしろ助かるのではないかと。お兄ちゃんたちに弟の面倒を見ろというような、今、子どもさんの数が少ないですから、各家庭で、そういう兄弟が少ない子どもさんたちが、そういうことだとい環境で、もし本当に可能であれば、高学年を入れて、積極的に受け入れていくことのほうがむしろいいのではないかと思いますね。

(こども・家庭課 加藤課長補佐兼保育係長)

こども・家庭課ですけれども。今、会長さんにおっしゃっていただいたような、なるべく幅広い年代層で交流するというのも必要なことだと思いますので、市町村のほうにも積極的に働きかけていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(小山会長)

もし何もなければ、少し早いですけれどもこれで今日は閉じたいと思いますが、よろしいですか？

(斎藤洋一委員)

別のことなんですけど、この会議の日程の決め方についてです。

実は今日、同和問題にも非常に詳しい関委員さんが、1年前から予定が入っていたそうでお席できませんでした。今日の日程は、4カ月前にそれぞれの委員さんのご都合を聞いて決めてくださったんですが、そのときに関委員さんは、その日はだめだというふうにおっしゃったそうです。そうであれば、ほかの日でもよかったのではないかと思います。もちろん10人の委員さん全員の都合がついて、なおかつ担当の部署の都合がつくというのはなかなか難しいかもしれませんが、なるべくなら委員は10人しかいませんので、少なくとも10人の委員さんは大丈夫だという日に設定していただきたいと思います。あとになっていろいろ予定が変わることはあると思いますが、4カ月前からその日はだめだと言っているその日に設定するというのはいかがなものかなというふうに、事前に関委員さんとちょっと話したんですけれども。できたら、とりあえず4カ月前には、10人の委員さんが都合がいいという日をなるべく選んでいただきたいと思います。

(小山会長)

もし可能であれば、私も結構詰まったりしていて、私の都合をきつと優先してくださったのかもしれないので、ご迷惑をかけたと思いますが。そういうご希望があるので、できるだけ、全員参加が理想ですのでご配慮をお願いします。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

時期的なもので、これ早過ぎても評価ができていませんし、遅過ぎてもまた予算の、これからやっていく時期ということで、ある限られた時期の中でのこの審議会の開催をお願いする場面で、皆さん方のご都合がそろわないというような部分もあったことにつきましては、誠に申しわけなかったと思っております。

今、お話のありましたように、なるべく、4カ月も前ですのでいろいろ調整はさせていただいているんですが、どうしてもという部分で、今回、関委員には出席いただけなくて誠に申しわけなかったんですが、今後、またいろいろ日程等の調整については配慮したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(事務局 唐沢課長補佐)

今後の審議会の予定ですけれども、本日、ご意見をいろいろいただきまして、県のほうで、これから23年度の事業の予算編成に入っております。

次回の審議会は、23年度の事業の予算編成が、議会へ提案する形がかたまった時点以降の開催になりますので、2月の中旬か、そのあと議会が始まってしまうと私どもちょっと対応できないものですから、そのあと、議会が終わったあとということになるので3月の中旬ぐらいということで、2月か3月の中ごろをめぐりに、また皆様に日程をお伺いさせていただいた中で決めさせていただきたいと思っております。

また3月は皆様、なかなかいろいろお忙しい時期になってくるかと思うんですが、その節はお願いしたいと思っております。

(小山会長)

そういうことで、今の斎藤委員さんからの話をまた配慮していただいて、できるだけ多くの方に参加していただくということで。

それではよろしいでしょうか、これで今日は散会したいと思います、どうもありがとうございました。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課課長)

どうも委員の皆様には、本日、お忙しい中、ご出席いただきまして、また貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。いただいた意見等につきましては、今日、出席している関係部局で検討いたしまして、また、23年度の予算等に生かしていきたいというふうに考えております。

委員各位の皆様には、今後とも引き続き、それぞれのお立場での人権施策に対しましてご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、終わりのあいさつにいたします。どうも本日はありがとうございました。

(小山会長)

ありがとうございました。

4 閉 会

(事務局 唐沢課長補佐)

本日は貴重なご意見、ありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。